

令和 8 年度高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施におけるデータ分析委託に係るプロポーザル審査基準

1 審査方法

本審査基準をもとに審査を行う。なお、参加事業者が 1 事業者のみであっても審査を行うものとする。

2 プレゼンテーション及びヒアリング（140点）

評価内容	配点
① 【趣旨の理解度】 委託事業の背景や、本市が抱える課題（KDB と通いの場の連動、介入タイミングの把握）、介護保険制度、介護予防・日常生活支援総合事業、それに関連する分野の知識を深く理解しているか。	30点
② 【提案の具体性・妥当性】 単なる集計にとどまらず、新規認定者の要因分析から「介入すべき時期や対象者」を導き出す分析手法が具体的かつ論理的か。	30点
③ 【データの活用・突合技術】 KDB データと、性質の異なる「通いの場データ」を適切に突合（名寄せ）し、分析の精度を担保する現実的な手法があるか。	20点
④ 【成果の活用（施策展開）】 分析結果を、今後の介護予防事業の最適化や、現場の保健師等のアクションに繋げるための工夫（報告書の分かりやすさ、提言の質）があるか。	20点
⑤ 【実施体制・専門性】 医療・介護データ（特に KDB）の分析実績、および公衆衛生・介護予防に関する高い専門性を持った布陣になっているか。	20点
⑥ 【業務管理・価格】 スケジュールが現実的であり、コストパフォーマンス（見積の内訳の妥当性）が高いか。	20点

3 受託候補事業者の選定

各事業者に対する委員の採点の平均得点（小数点第1位四捨五入）を合計し、その合計得点が最も高い事業者を受託候補事業者とする。また、合計得点が最も高い提案が複数となった場合は、見積価格が最も安価な事業者を受託候補事業者とする。